

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会
第 711 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 711 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 6 年 11 月 20 日
大府市農業委員会
会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和 6 年 11 月 20 日（水） 午後 3 時～午後 3 時半
- ・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室
- ・出席委員

（農業委員）

会 長	13 番	久野 一弘
副会長	12 番	鈴木 広子
委 員	1 番	久野 恵子
	2 番	深谷 英一
	3 番	鈴置 省悟
	4 番	浅田 昭茂
	5 番	服部 啓子
	6 番	大威 千里
	7 番	竹内 修造
	8 番	加古 俊治
	9 番	本田 貴士
	10 番	小島 春男
	11 番	成田 正彦

（農地利用最適化推進委員）

	14 番	稲葉きみ子
	15 番	大嶋 英二
	16 番	神谷 登
	17 番	鈴木千代子
	18 番	竹内 敬三
	19 番	富田 勇治

- ・欠席委員

（農業委員）

欠席者なし

（農地利用最適化推進委員）

欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 711 回）

令和 6 年 11 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条の規定による届出について	
3	報告 2	農地法第 4 条の規定による届出について（許可の制限除外案件）	
4	報告 3	農地法第 5 条の規定による届出について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	報告 5	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	
7	報告 6	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条の規定による許可申請について	
10	議案 3	基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）について（農地中間管理事業法第 19 条の 2）	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武

事務局 下谷 敏信

花田 佳明

(久野一弘 議長)

ただいまから第711回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員13名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員6名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局の下谷敏信氏と花田佳明氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第2、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、日程第7、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』から、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』までをご説明します。

始めに、報告第1号『農地法第4条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内で自ら行う農地転用で、議案書1頁の3件です。畑が5筆で、転用面積は合計で844㎡の届出がありました。転用目的は、駐車場、賃貸住宅、住宅敷地がそれぞれ1件ずつです。

次に、報告第2号『農地法第4条の規定による届出について（許可の制限除外案件）』をご説明します。所有者自ら農業用施設などへ転用する面積が、2a未満の場合に届出がされるもので、議案書2頁の1件です。畑が1筆で、転用面積は170㎡です。転用目的は、農業用倉庫です。

次に、報告第3号『農地法第5条の規定による届出について』をご説明します。市街化区域内において、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書3頁から5頁までの9件です。畑が10筆で、転用面積は合計で1,273.30㎡の届出がありました。転用目的は、住宅が6件、分譲住宅が2件、駐車場が1件です。

次に、報告第4号『農地改良届について』をご説明します。農地を嵩上げ、又は切土して、農地として利用されるもので、議案書6頁の4件です。田が6筆で、面積は合計で4,856㎡の届出があり、大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合していました。

以上の報告案件については、局長専決処理のうえ受理通知した旨を報告します。

次に、報告第5号『農地法第3条の3の規定による届出について』をご説明します。農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書7頁から10頁までの8件です。畑が27筆、田が4筆で、面積は合計で13,831.08㎡の届出がありました。

最後に、報告第6号『農地法第18条第6項の規定による通知について』をご説明します。農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書11頁の2件です。畑が2筆で、面積は合計で1,245㎡です。このうち1番の案件は、使用貸借における合意による解約です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の1件ですが、取下げ願が提出されましたので、この議案の審査を行わないことといたします。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』の1件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請について』をご説明します。市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書13頁の愛知県知事の許可案件1件です。内訳は、畑が2筆で、転用面積は2,094㎡の申請です。

この案件は、新規工場の建設と駐車場を整備する目的で転用するものです。区分の要件が、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する農地となりますので、農地区分は、第2種農地に該当します。許可の判断基準は、住宅その他申請地の周辺で居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当します。

この案件につきましては、許可基準との照合、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。1番の案件について、大嶋英二委員どうぞ。

(大嶋英二 委員)

1番の申請地は、土地造成で盛り土をしますが、隣接地との境には「しがら工」を施します。雨水は、敷地内で集水後、南西側溝へ排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、ご意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は「なし」とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』の4件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)について(農地中間管理事業法第19条の2)』をご説明いたします。農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するもので、議案書14頁から16頁までの4件です。畑が5筆で、面積は合計で4,793㎡の申請です。借り手は、市内の方が1名、市内の方が2名で、いずれの借り手も、令和5年4月施行以前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に意見はないようですので、議案第3号を採決します、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第711会総会を閉会します。